

改正	平成14年3月29日告示第266号 平成17年3月11日告示第146号 平成17年9月20日告示第582号 平成17年12月13日告示第749号 平成18年2月3日告示第81号 平成18年3月17日告示第195号 平成18年3月31日告示第303号 平成19年3月13日告示第101号 平成19年4月10日告示第238号 平成20年2月22日告示第80号 平成23年9月26日告示第367号 平成24年7月17日告示第344号 平成26年3月31日告示第163号 平成28年1月29日告示第33号 令和2年2月4日告示第38号	平成16年3月31日告示第219号 平成17年3月29日告示第227号 平成17年10月7日告示第622号 平成17年12月27日告示第805号 平成18年3月10日告示第168号 平成18年3月17日告示第196号 平成18年6月20日告示第479号 平成19年4月3日告示第191号 平成19年4月27日告示第277号 平成20年12月26日告示第579号 平成24年3月27日告示第163号 平成24年8月31日告示第408号 平成27年12月22日告示第376号 平成30年3月2日告示第52号 令和6年8月30日告示第181号
----	---	--

香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定により知事が指定する区間（以下「指定区間」という。）及び同条第2号の規定により知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）並びに香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号ア(ア)に規定する市街地区間及び市街地区域を次のように指定し、並びに同号ア(ア)及び(イ)の表並びに同項第3号イの知事が別に定める道路を次のように定め、平成12年5月1日から施行する。

平成11年香川県告示第264号（香川県屋外広告物条例に基づく許可地域の指定）は、平成12年4月30日限り廃止する。

1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。

(1) 道路

名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点
1 高速自動車 国道四国横断 自動車道	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）	坂出市	瀬戸中央自動車道坂出インターチェンジ	坂出市道西中塚線との交点
2 国道11号	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）	東かがわ市	新川橋	引田橋
		東かがわ市	県道三本松港線との交点	与田川橋
		さぬき市	県道富田中津田線との交点	津田川橋
		さぬき市	県道志度山川線との交点	県道太田上町志度線との交点
		坂出市	県道坂出港線との交点	綾歌郡宇多津町との境

		観音寺市	市道観音寺大野原豊浜線との交点	港橋
3 国道30号（瀬戸中央自動車道）	岡山県との境から坂出市川津町内国道11号との交点に至る区間	坂出市	南備讃瀬戸大橋南詰	八幡町4丁目と綾歌郡宇多津町との境
		坂出市	川津町と綾歌郡宇多津町との境	国道11号との交点
4 国道32号	高松市と綾歌郡綾川町との境から仲多度郡まんのう町買田内国道377号との交点に至る区間			
5 削除				
6 国道319号	丸亀市原田町内国道11号との交点から仲多度郡まんのう町買田内国道32号との交点に至る区間	仲多度郡琴平町	高松琴平電気鉄道株式会社琴平線との交点	仲多度郡琴平町五條内四国旅客鉄道株式会社土讃本線との交点
7 国道377号	仲多度郡まんのう町買田内国道32号との交点から観音寺市豊浜町内国道11号との交点に至る区間	観音寺市	県道観音寺佐野線との交点	観音寺市大野原町支所西交差点
8 国道436号	小豆郡小豆島町大字安田内県道坂手港線との交点から同郡土庄町内土庄港に至る区間	小豆郡土庄町	土庄港	土庄内県道土庄神懸線との交点
		小豆郡小豆島町	県道坂手港線との交点	木之庄橋
		小豆郡小豆島町	迎地橋	池田フェリー乗場西端
9 国道438号	香川県内の区間（徳島県美馬市と仲多度郡まんのう町との境から仲多度郡まんのう町長尾内県道財田まんのう線との交点に至る区間を除く。）			
10 県道観音寺池田線	観音寺市観音寺町字松原内県道丸亀詫間豊浜線との交点から三豊市山本町財田西内国道377号との交点に至る区間	観音寺市	県道丸亀詫間豊浜線との交点	高木神社
		観音寺市	国道11号との交点	県道善通寺大野原線との交点
		三豊市	三豊市役所山本支所西交差点	国道377号との交点
11 県道観音寺佐野線	観音寺市観音寺町内県道丸亀詫間豊浜線との	観音寺市	県道丸亀詫間豊浜線と	黒淵新橋及び県道観音寺港

	交点から同市柞田町内 県道黒渕本大線との交 点に至る区間		の交点	観音寺停車場 線との交点
12 県道高松長 尾大内線	高松市と木田郡三木町 との境から東かがわ市 町田内国道11号との交 点に至る区間			
13 県道高松王 越坂出線	高松市と坂出市との境 から同市江尻町内県道 高松善通寺線との交点 に至る区間	坂出市	大屋富橋	大藪橋
		坂出市	県道高松坂 出線との交 点	県道鴨川停車 場五色台線と の交点
14 県道坂出港 線	坂出市本町3丁目内県 道高松善通寺線との交 点から同市花町内国道 11号との交点に至る区 間	坂出市	本町3丁目 内県道高松 善通寺線と の交点	花町内国道11 号との交点
15 県道丸亀詫 間豊浜線	丸亀市塩飽町内県道高 松善通寺線との交点か ら同市天満町内市道幸 町中津線との交点に至 る区間及び同市中津町 内県道川津丸亀線との 交点から観音寺市豊浜 町姫浜字下喜吐地内国 道11号との交点に至る 区間	丸亀市	県道高松善 通寺線との 交点	天満町2丁目 交差点
		仲多度郡多 度津町	丸亀市との 境	大字東白方内 町道281号線 との交点
		三豊市	仁尾小学校 西側	仁尾町仁尾字 北内市道仁尾 中央線との交 点
		観音寺市	三架橋	県道観音寺港 観音寺停車場 線との交点
16 県道善通寺 大野原線	善通寺市与北町内国道 319号との交点から同市 上吉田町内県道善通寺 多度津線との交点に至 る区間			
16の2 県道善 通寺多度津線	善通寺市生野町内市道 生野山南1号線との交 点から同市金蔵寺町内 県道高松善通寺線との 交点に至る区間	善通寺市	尽誠学園正 門前	金蔵寺町内県 道高松善通寺 線との交点
17 県道土庄福 田線	小豆郡土庄町土庄内国 道436号との交点から同 町馬越内県道土庄神懸 線との交点に至る区間	小豆郡土庄 町	土庄内国道 436号との交 点	湊崎内国道 436号との交 点
18 県道土庄神 懸線	小豆郡土庄町馬越内県 道土庄福田線との交点 から同郡小豆島町神懸 通内県道寒霞溪公園線 との交点に至る区間			

19 県道坂手港線	小豆郡小豆島町大字坂手内県道橋大角坂手港線との交点から同町大字安田内国道436号との交点に至る区間	小豆郡小豆島町	坂手港	国道436号との交点
20 県道寒霞溪公園線	小豆郡小豆島町神懸通内県道土庄神懸線との交点から同町大字草壁本町内国道436号との交点に至る区間	小豆郡小豆島町	国道436号との交点	神懸通停留所前
21 県道高松善通寺線	高松市と坂出市との境から善通寺市稲木町字毘沙門堂内国道11号との交点に至る区間	坂出市 綾歌郡宇多津町 丸亀市	県道林田府中線との交点	丸亀市原田町内国道11号との交点
22 県道善通寺詫間線	三豊市詫間町松崎字唐崎内市道松崎津島ノ宮線との交点から同町松崎字浜内県道21号丸亀詫間豊浜線との交点に至る区間			
23から25まで 削除				
26 県道富田中津田線	さぬき市大川町富田中内市道田辺中央通線との交点から同市大川町富田中内市道石仏坂の下線との交点に至る区間			
27 県道富田西鴨庄線	さぬき市大川町富田西内県道田面富田西線との交点から同市大川町富田西内市道田辺中央通線との交点に至る区間			
28及び29 削除				
30 県道鴨川停車場五色台線	坂出市高屋町字川西上内県道高松王越坂出線との交点から高松市中山町内県道五色台線との交点に至る区間（高松市の区間を除く。）			
31 県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町内県道林田府中線との交点から同市西大浜北1丁目内県道瀬居坂出港線との交点に至る区間及び同市御供所町3丁目内県道瀬居坂出港線との交点から綾歌郡宇多津町	坂出市	新坂江橋	西大浜北1丁目内県道瀬居坂出港線との交点
		坂出市 綾歌郡宇多	坂出市御供所町3丁目内県道瀬居坂出港線と	綾歌郡宇多津町内新宇多津橋

	内新宇多津橋に至る区 間	津町	の交点	
32 県道林田府 中線	坂出市林田町字東下所 内坂出市道林田松山線 との交点から同市林田 町字東下所内県道高松 王越坂出線との交点に 至る区間			
33 県道瀬居坂 出港線	坂出市西大浜北1丁目 内県道大屋富築港宇多 津線との交点から同市 御供所町3丁目内県道 大屋富築港宇多津線と の交点に至る区間	坂出市	西大浜北1 丁目内県道 大屋富築港 宇多津線と の交点	御供所町3丁 目内県道大屋 富築港宇多津 線との交点
33の2 県道川 津丸亀線	綾歌郡宇多津町内新宇 多津橋から丸亀市中津 町内県道丸亀詫間豊浜 線との交点に至る区間	丸亀市綾歌 郡宇多津町	新宇多津橋	県道丸亀詫間 豊浜線との交 点
34 県道財田ま んのう線	仲多度郡まんのう町真 野内県道まんのう善通 寺線との交点から同町 長尾内国道438号との交 点に至る区間			
35 県道まんの う善通寺線	仲多度郡まんのう町内 満濃池から同町四條内 県道高松琴平線との交 点に至る区間			
36 県道原田琴 平線	仲多度郡琴平町大字榎 井内県道高松琴平線と の交点から同町川西内 県道大麻琴平買田線と の交点に至る区間	仲多度郡琴 平町	県道高松琴 平線との交 点	県道大麻琴平 買田線との交 点
37 県道大麻琴 平買田線	善通寺市大麻町字馬場 下内国道319号との交点 から仲多度郡まんのう 町買田内国道377号との 交点に至る区間	仲多度郡琴 平町	町道金比羅 トンネル線 との交点	汐見橋
37の2 県道山 階多度津線	仲多度郡多度津町堀江 内県道多度津停車場道 隆寺線との交点から同 町青木内町道421号線と の交点に至る区間	仲多度郡多 度津町	県道多度津 停車場道隆 寺線との交 点	県道多度津善 通寺線との交 点
38 県道田面富 田西線	さぬき市大川町富田西 内市道栄町筒野通線と の交点から同市大川町 富田西内県道富田西鴨 庄線との交点に至る区 間			
39 県道高松琴	高松市と綾歌郡綾川町	綾歌郡綾川	陶小学校前	陶内高松琴平

平線	との境から仲多度郡琴平町大字榎井内国道319号との交点に至る区間	町		電気鉄道株式会社琴平線との交点
		綾歌郡綾川町	県道造田滝宮線との交点	滝宮橋
		仲多度郡まんのう町 仲多度郡琴平町	仲多度郡まんのう町四條内県道まんのう善通寺線との交点	仲多度郡琴平町大字榎井内国道319号との交点
40 削除				
41 県道五色台線	高松市中山町内県道鴨川停車場五色台線との交点から坂出市王越町木沢内県道高松王越坂出線との交点に至る区間（高松市の区間を除く。）			
42 県道高松坂出線	高松市と坂出市との境から同市林田町内県道林田府中線との交点に至る区間			
43 丸亀市道幸町中津線	丸亀市天満町内県道丸亀詫間豊浜線との交点から丸亀市と仲多度郡多度津町との境に至る区間			
44 丸亀市道馬指烏田線	丸亀市綾歌町栗熊東内国道32号との交点から同市綾歌町栗熊西内国道32号との交点に至る区間	丸亀市	市道馬指原線との交点	綾歌町栗熊西内国道32号との交点
45 坂出市道林田松山線	坂出市林田町字東下所内県道林田府中線との交点から同市高屋町字塩口内県道高松王越坂出線との交点に至る区間			
46 善通寺市道生野山南1号線	善通寺市生野町内県道善通寺多度津線との交点から同市生野町内市道生野原線との交点に至る区間			
47 善通寺市道生野原線	善通寺市生野町内市道生野南1号線との交点から同市生野町内国道319号との交点に至る区			

	間			
48 観音寺市道 観音寺大野原 豊浜線	観音寺市柞田町内市道 観音寺大野原線との交 点から同市豊浜町姫浜 字芝原内国道11号との 交点に至る区間			
49 観音寺市道 観音寺大野原 線	観音寺市柞田町内県道 丸亀詫間豊浜線との交 点から同市柞田町内市 道観音寺大野原豊浜線 との交点に至る区間			
50 観音寺市道 室本八幡線	観音寺市室本町字瀬戸 内県道丸亀詫間豊浜線 との交点から同市八幡 町1丁目内県道丸亀詫 間豊浜線との交点に至 る区間			
51 さぬき市道 田辺中央通線	さぬき市大川町富田西 内県道富田西鴨庄線と の交点から同市大川町 富田中内県道富田中津 田線との交点に至る区 間			
52 さぬき市道 石仏坂の下線	さぬき市大川町富田中 内県道富田中津田線と の交点から同市大川町 富田東内県道津田川島 線との交点に至る区間			
53 さぬき市道 坂の下豊田線	さぬき市大川町富田東 内県道津田川島線との 交点から同市大川町田 面内県道高松長尾大内 線との交点に至る区間			
54 さぬき市道 昭和富田西線	木田郡三木町とさぬき 市との境から同市大川 町富田西内県道田面富 田西線との交点に至る 区間	さぬき市	株式会社中 国銀行長尾 支店前	長尾小学校正 門前
55 三豊市道仁 尾中央線	三豊市仁尾町仁尾字北 内県道丸亀詫間豊浜線 との交点から同市仁尾 町仁尾字南草木内県道 丸亀詫間豊浜線との交 点に至る区間	三豊市	仁尾町仁尾 字北内県道 丸亀詫間豊 浜線との交 点	新開橋
55の2 三豊市 道松崎津島ノ 宮線	三豊市詫間町松崎字浜 内県道善通寺詫間線と の交点から同市三野町 大見字宮尾甲内県道丸 亀詫間豊浜線との交点			

	に至る区間			
56 三木町道池戸井戸線	高松市と木田郡三木町との境から同郡三木町とさぬき市との境に至る区間	木田郡三木町	町道平木下氷上線との交点	三木町役場前
57 綾川町道茶園原浦山線	綾歌郡綾川町滝宮内国道32号との交点から同町小野内県道高松琴平線との交点に至る区間			
58 多度津町道419号線	丸亀市と仲多度郡多度津町との境から同町堀江内県道多度津停車場道隆寺線との交点に至る区間	仲多度郡多度津町	四国旅客鉄道株式会社予讃本線との交点	県道多度津停車場道隆寺線との交点
59 多度津町道421号線	仲多度郡多度津町青木内県道山階多度津線との交点から同町西白方内県道丸亀詫間豊浜線との交点に至る区間			
60 多度津町道440号線	仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前内県道丸亀詫間豊浜線との交点から同町大字見立字浜田内県道丸亀詫間豊浜線との交点に至る区間			

(2) 鉄道

名称	指定区間	市街地区間		
		地域	始点	終点
1 四国旅客鉄道株式会社予讃本線	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）	坂出市	坂出駅	塚田木材株式会社
		丸亀市	城北小学校東端	讃岐塩屋駅
2 四国旅客鉄道株式会社土讃本線	多度津駅から仲多度郡琴平町と同郡まんのう町との境に至る区間			
3 四国旅客鉄道株式会社高德本線	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）			
4 四国旅客鉄道株式会社本四備讃線	坂出市川崎町内国道30号（瀬戸中央自動車道）との交点から宇多津駅に至る区間			
5 高松琴平電気鉄道株式会社琴平線	高松市と綾歌郡綾川町との境から琴平駅に至る区間			

2 指定地域及び市街地区域は、次のとおりとする。

(1) 指定地域

1に規定する指定区間に接続する地域であって、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲（当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。）内とする。ただし、1に規定する市街地区間に接続する地域にあつては、(2)に規定する市街地区域をもって指定地域とする。

区分	路肩からの距離
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）以外の道路並びに鉄道	100メートル
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）	500メートル

(2) 市街地区域

1に規定する市街地区間に接続する地域であって、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲（当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。）内とする。

区分	路肩からの距離
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）以外の道路並びに鉄道	20メートル
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）	100メートル

- 3 規則第3条第1項第2号ア(ア)の表の自然景観を保全する必要がある地域を通過する道路で区間を定めて知事が別に定めるものは次のとおりとし、同号ア(ア)及び(イ)の表並びに同項第3号イの高速自動車国道等で知事が別に定める道路は高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）とする。

名称	区間
1 県道高松王越坂出線	高松市と坂出市との境から同市大屋富町字満ノ尻内坂出市道満ノ尻中須加線との交点に至る区間
2 県道土庄神懸線	小豆郡土庄町馬越内県道土庄福田線との交点から同郡小豆島町神懸通内県道寒霞溪公園線との交点に至る区間
3 県道寒霞溪公園線	小豆郡小豆島町神懸通内県道土庄神懸線との交点から同町大字草壁本町内国道436号との交点に至る区間（市街地区間を除く。）
4 削除	
5 県道鴨川停車場五色台線	坂出市高屋町内白峰橋から高松市中山町内県道五色台線との交点に至る区間（高松市の区間を除く。）
6 県道五色台線	高松市中山町内県道鴨川停車場五色台線との交点から坂出市王越町木沢内県道高松王越坂出線との交点に至る区間（高松市の区間を除く。）
7 県道高松坂出線	高松市と坂出市との境から同市青海町内第1青海橋に至る区間

前 文（抄）（平成14年3月29日告示第266号）

平成14年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成16年3月31日告示第219号）

平成16年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年3月11日告示第146号）

平成17年3月22日から施行する。

前 文（抄）（平成17年3月29日告示第227号）

平成17年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年9月20日告示第582号）

平成17年9月26日から施行する。

前 文（抄）（平成17年10月7日告示第622号）

平成17年10月11日から施行する。

前 文（抄）（平成17年12月13日告示第749号）

平成18年1月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年12月27日告示第805号）

平成18年1月10日から施行する。

前 文（抄）（平成18年2月3日告示第81号）

平成18年2月3日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月10日告示第168号）

平成18年3月10日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月17日告示第195号）

平成18年3月20日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月17日告示第196号）

平成18年3月21日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月31日告示第303号）

平成18年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年6月20日告示第479号）

平成18年6月20日から施行する。

前 文（抄）（平成19年3月13日告示第101号）

平成19年3月20日から施行する。

前 文（抄）（平成19年4月3日告示第191号）

平成19年4月14日から施行する。

前 文（抄）（平成19年4月10日告示第238号）

平成19年4月24日から施行する。

前 文（抄）（平成19年4月27日告示第277号）

平成19年5月1日から施行する。

前 文（抄）（平成20年2月22日告示第80号）

平成20年2月23日から施行する。

前 文（抄）（平成20年12月26日告示第579号）

平成20年12月26日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月27日告示第163号）

平成24年3月27日から施行する。

前 文（抄）（平成24年7月17日告示第344号）

平成25年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成26年3月31日告示第163号）

平成26年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年12月22日告示第376号）

平成27年12月22日から施行する。

前 文（抄）（平成28年1月29日告示第33号）

平成28年1月29日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月2日告示第52号）

平成30年3月2日から施行する。

前 文（抄）（令和2年2月4日告示第38号）

令和2年2月4日から施行する。

前 文（抄）（令和6年8月30日告示第181号）

令和6年8月30日から施行する。